

第1221号

株式会社 茨城木材相互市場

2021

那珂川NEWS

9

育てませんか あなたと私の Wood コミュニケーション

私たちの業界に追い風！

木材利用促進法改正の概要開示

民間建築物を含むすべての建築物に拡大

今年の6月11日に成立した「公共建物等木材利用促進法(10月1日施行)の対象を民間建築物全般に広げるための改正法」の概要が明らかになりました。

現在の公共建物等木材利用促進法の対象が低層の公共建築物に限定されているのに対し、改正法では対象が民間建築物や中高層建築物を含む「建築物一般」に拡大することになり、私たち業界にとっては「追い風」になってくると思われます。林野庁HPによると、「法改正の必要性」の根拠として下記の3点を挙げています。

- ① 戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- ② 木材の利用は、森林循環(造林→伐採→木材利用→再造林)を通じて、森林のCO₂吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献。
- ③ 公共建物等木材利用促進法の制定から10年が経過。耐震性能や耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大。

そして、政府が2050年のカーボンニュートラル実現を目指していることを踏まえ、法律の名称を「脱炭素社会実現に資するための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改めることになりました。

また改正案では、国と地方公共団体と事業者等による「建築物における木材利用促進のための協定制度」を創設しました。

主な協定の形としては、次の3つが示されています。

1. 国や地方自治体と施主・建築主との2者協定。
2. 林業・木材産業事業者など木材供給事業者が加わる3者協定。
3. 都市と山村の地方自治体同士も協定を結ぶ都市/山村連携型。

この他、10月8日を「木材利用促進の日」、10月を「木材利用促進月間」と規定しました。

■わたしたちの使命 (SDGs)

(茨城木材の社会的役割)

「消費と生産を結ぶ価値ある架け橋」となる
— 循環型地域環境の創造 —

1. 地域の人々により良い『住環境』を提供すること
2. 茨城県の森林環境を守ること



9月14日(火) セリ開始13時~

いばらき八溝材展示会

協賛：いばらき八溝材開発推進委員会
茨城県産材推進協議会

大好評！現金が当たる！
「現金大抽選会」
を開催します！



特賞 10,000円 × 1本

1等 5,000円 × 1本

2等 3,000円 × 3本 (重複なし)

3等 2,000円 × 8本

4等 1,000円 × 10本



優良な木材を多数ご用意いたします！

■ご案内

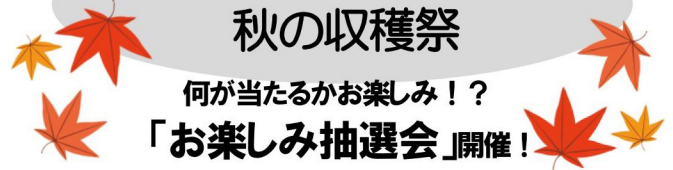
誠に勝手ながら、国の緊急事態宣言(9/12迄)が延長になった場合には、昼食のご提供を中止させていただきます。ご了承の程、宜しくお願い申し上げます。

10月13日(水) セリ開始13時~

秋の収穫祭

何が当たるかお楽しみ！？

「お楽しみ抽選会」開催！



各記念市とも新型コロナウイルス感染症対策を実施の上、開催させていただきます。
皆様のご来市をお待ちしております。

[市日予定]

< 本 社 >

9月14日 (火) 記念市

< つくば >

9日 (木) 記念市
22日 (水) 記念市

9/14(火)

いばらき八溝材展示会